

監 事 監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 31 日

学校法人 清泉学園

理事会 御中

評議員会 御中

監 事 田 丸 義 夫

監 事 永 山 和 枝

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人清泉学園寄附行為第 16 条第 3 項の規定に基づき学校法人清泉学園の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、事業報告書及び計算書類の検討など必要と思われる監査手続きを実施した。

学校法人清泉学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上